

知多南部消防組合障害者活躍推進計画

機関名	知多南部消防組合
任命権者	消防長
計画期間	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年間)
知多南部消防組合における障害者雇用に関する課題	知多南部消防組合は、職員定数91名の一部事務組合であり、現在、在職する常勤職員は、消防吏員のみで事務吏員は在職しておらず、これまで職員募集も職種を消防吏員に限り、障害者限定にした募集・採用は行っていない。現在在職していませんが、今後、職員の高齢化に伴い、中途障害者として身体障害者となる職員が発生する可能性も考えられるため、組織的な体制整備が必要です。
目標	
①採用に関する目標	障害者雇用の推進に関する理解を促進する。
②定着に関する目標	今後、障害者である職員の定着状況データを任意聴取にて把握していく。
取組内容	
① 障害者の活躍を推進する体制整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 障害者雇用推進者は障害者雇用の促進及び継続を図るため、施設又は設備の設置又は設備その他の諸条件の整備等業務を行う。 ○ 障害者である職員の相談窓口(以下「相談窓口」という。)を総務課に設置し、庁舎内掲示板等により全職員に周知する。 ○ 障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合には3か月内に選任するとともに、当該選任しようとする者が資格要件を満たさない場合は、愛知労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○ 相談窓口担当職員に対し、障害に関する理解促進・啓発のための研修を広く受講させる。

<p>② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出</p>	<p>○ 中途障害者として身体障害者となった職員が身体障害等により従来業務遂行が困難となった場合、又はその相談があった場合は、愛知労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等について検討する。</p>
<p>③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理</p>	<p>○ 相談窓口にて定期的な面談を実施し、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>○ 措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。</p>
<p>④ その他</p>	<p>○ 障害者の活躍の場の拡大推進について、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。</p>